

武蔵嵐山病院「通所リハビリテーション」運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人 蒼龍会が開設し武蔵嵐山病院が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所リハビリテーションの従業員は、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・言語聴覚療法等、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

3 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

4 指定通所リハビリテーションの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し市町村及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第3条 通所リハビリテーション事業を行う主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- ① 名 称 武蔵嵐山病院
- ② 所在地 埼玉県東松山市上唐子1312-1番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 指定通所リハビリテーションに従事する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 医 師 1名以上
医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業員と共同して作成すると共に、指定通所リハビリテーションの実施に関する従業員への指示を行う。また利用者の病状に応じ医学的管理を行う。
- ② 従業員
 - （1） 理学療法士 3名以上
作業療法士 3名以上
言語聴覚士 2名以上
医師の診療に基づき通所リハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを提供する
 - （2） 介護福祉士等 5名以上
リハビリテーションに伴う必要な介護及び援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(但し、年末年始12月30日午後～1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③サービス提供時間 1単位目午前8時45分 ～ 11時55分まで
2単位目午後13時30分～ 16時40分まで

（指定通所リハビリテーションの利用定員）

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、2単位54人とする。
(1単位目27人、2単位目27人)

（指定通所リハビリテーションの内容）

第7条 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りである。

- ① 3時間以上4時間未満の指定通所リハビリテーション
 - ② 居宅と指定通所リハビリテーション間の送迎
 - 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業員が共同して作成した、リハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練等を行う。
- （1） 目的
- ① ADL動作の維持・向上 ② QOLの維持・向上 ③ ねたきり防止
 - ④ 社会性の維持・向上 ⑤ 精神状態の改善 ⑥ その他、利用者の状態の改善
- （2） 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練 ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練 ④ 運動療法 ⑤ 物理療法 ⑥ 歩行訓練、基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第8条 通常の事業の実施地域は、東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・鳩山町・ときがわ町とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 その他の費用として、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護報酬の告示の上の額とする。
- 3 利用者負担の額については、その利用料は利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- 4 通常の事業の実施地域を越えた中山間地域居住者に通所リハビリテーションを提供し、かつ送迎を行った場合は1月につき介護給付費の所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(指定通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額)

○ 通所リハビリテーション利用料

指定通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用自己負担額は、その1～3割の額とする。

【通所リハビリテーション費(基本単位)】

1単位単価は10.33円(6級地)であり、自己負担額は10～30%である

区分	介護度	単位数 (1日あたり)	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
所要時間3時間以上 4時間未満の場合	要介護1	486単位	502円	1,004円	1,506円
	要介護2	565単位	583円	1,166円	1,750円
	要介護3	643単位	664円	1,328円	1,922円
	要介護4	743単位	767円	1,534円	2,302円
	要介護5	842単位	869円	1,738円	2,609円
・介護度の変更が生じた場合は、変更後の介護度に該当する利用料金となります ・利用途中において利用者の都合によりサービス内容を中止した場合、サービスの予定時間に応じた利用料を請求します					

【通所リハビリテーション費(加算単位)】

区分	単位数	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	593単位／月	612円	1,225円	1,837円
	273単位／月	282円	564円	846円
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	793単位／月	819円	1,638円	2,457円
	473単位／月	488円	977円	1,465円
リハビリテーションマネジメント加算(4)	270単位／月	278円	557円	836円
退院時共同指導加算	600単位／月	619円	1,239円	1,859円
短期集中リハビリテーション加算	110単位／日	113円	226円	339円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位／日	247円	494円	741円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,920単位／月	1,983円	3,966円	5,949円
生活行為向上リハビリテーション実 施加算	1,250単位／月	1,291円	2,582円	3,873円
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位／回 (1月に2回を限度)	154円	308円	462円
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位／回 (3ヶ月以内1月2回限度)	165円	330円	495円
重度療養管理加算	100単位／日	103円	206円	309円
移行支援加算	12単位／日	12円	24円	36円

栄養アセスメント加算	５０単位／日	５１円	１０２円	１５３円
栄養改善加算	２００単位／回 (３ヶ月以内１月２回限度)	２０６円	４１２円	６１８円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２２単位／日	２２円	４４円	６６円
リハビリテーション提供体制加算	１２単位／日	１２円	２４円	３６円
科学的介護推進体制加算	４０単位／月	４１円	８２円	１２３円
処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の８.６％を加算	—	—	—
３％加算（感染症や災害時に利用者人数が著しく減少した場合）	所定単位数の３％を加算			

【介護予防通所リハビリテーション費(基本単位)】

区分	単位数	自己負担額 (１割負担)	自己負担額 (２割負担)	自己負担額 (３割負担)
要支援１	２，２６８単位	２，３４２円	４，６８５円	７，０２８円
要支援２	４，２２８単位	４，３６７円	８，７３５円	１３，１０２円

【介護予防通所リハビリテーション費(加算単位)】

区分	単位数	自己負担額 (１割負担)	自己負担額 (２割負担)	自己負担額 (３割負担)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	５６２単位／月	５８０円	１，１６０円	１，７４０円
口腔機能向上加算	１５０単位／月	１５４円	３０８円	４６２円
栄養アセスメント加算	５０単位／月	５１円	１０２円	１５３円
栄養改善加算	２００単位／月	２０６円	４１２円	６１８円
若年性認知症 利用者受入加算	２４０単位／月	２４７円	４９４円	７４１円
一体的サービス提供加算	４８０単位／月	４９５円	９９０円	１４８５円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	８８単位／月	９０円	１８０円	２７０円
	１７６単位／月	１８１円	３６２円	５４３円
処遇改善加算	所定単位数の８.６％	—	—	—
３％加算（感染症や災害時に利用者人数が著しく減少した場合）	所定単位数の３％	—	—	—

※最終的な計算では多少の金額の差異が生じる事がございます。

○ 介護保険外の費用

	請求単位	自己負担額
娯楽材料費	１回につき	実費相当額
日常生活費	１回につき	１１０円（非課税）
リハビリパンツ	１枚	Ｓ ２０４円／Ｍ ２０４円（内 税） Ｌ ２２４円／ＬＬ ２４９円（内 税）
尿取りパット	１枚	Ｍ ８５円／Ｌ １０２円（内 税）

（キャンセル料）

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料がかかります。

① 利用日前日の午後５時までにご連絡いただいた場合	無 料
② 利用日前日の午後５時までにご連絡がなかった場合	通所リハビリテーション費 (基本単位)の１０％

※ご利用日が月曜日又は休前日の場合はご注意ください

（サービス利用にあたっての留意事項）

第１０条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらう様指示を行う。

２ 従業者は事前に利用者に対して次の点に対し留意するよう指示を行う。

- （１） 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。
- （２） 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- （３） 体調不良等によって指定通所リハビリテーション等の提供に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従う。
- (サービス提供に関する相談、要望、苦情等の窓口)
- 第11条 指定通所リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 提供した指定通所リハビリテーション等に関し、市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定通所リハビリテーション等に関する苦情に関して公民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定通所リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

【連絡窓口：事業者】

☆サービス提供責任者☆
通所リハビリテーション 江崎 真理恵 (言語聴覚士)
電話番号：0493 (81) 6872
(受付時間 月～土曜日 9:00～17:00)

【連絡窓口：その他】

東松山市役所 高齢介護課
電話番号 0493 (23) 2221 (代表)
嵐山町役場 長寿生きがい課
電話番号 0493 (62) 2150 (代表)
その他の市町村在住者 各市町村の介護保険担当

埼玉県国民健康保険連合会 介護保険課
電話番号：048 (824) 2568

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号掲げる措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所授業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内 ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人蒼龍会 武蔵嵐山病院が定めるものとする。

（業務継続計画（BCP）の策定に関する事項）

第16条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

事業者は、従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策について）

第17条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね1ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

2 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

（就業環境の確保）

第18条 事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、2000年4月1日 施行
2005年10月1日 改訂
2006年4月1日 改訂
2006年9月1日 改訂
2007年11月1日 改訂
2008年11月1日 改訂
2010年7月1日 改訂
2012年4月1日 改訂
2012年8月1日 改訂
2014年4月1日 改訂
2015年4月1日 改訂
2016年8月1日 改訂
2016年11月1日 改訂
2018年4月1日 改訂
2018年11月1日 改訂
2019年2月1日 改訂

2020年4月1日 改訂（従業員の変更）

2021年4月1日 改訂（従業員の変更等）

2021年10月1日 改訂(加算項目の変更、事業の目的等の加筆変更)

2022年5月1日改定（事業所の営業日・サービス提供責任者の変更）

2024年6月1日改訂（加算項目変更、一部内容の変更）